

# 【お知らせ】

## 院外処方せんの表記が変わります

神鋼記念病院では、**令和6年9月10日(火)**から**院外処方せんの表記を**一部を除き「**一般名処方**」といたします。

厚生労働省が示している記載方法に準じて  
**【般】 + 「一般名（成分名）」 + 「剤形」 + 「含量」**  
で記載されます。

**※表記方法が変わりますが、今までと同じお薬を受け取ることができます。**

### 一般名処方について

- 患者さんには「先発医薬品」と「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらのお薬で調剤するのか調剤薬局で相談して頂けます。
- 後発医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や国の医療費削減につながります。
- 一般名処方により同じ成分であれば同じ効果が期待できる（厚生労働省見解）ため、供給が不安定な医薬品についても対応しやすくなります。

ご不明な点がございましたら、薬剤師にお尋ねください。  
なお、お薬の商品名やメーカーに関するお問い合わせについては、調剤薬局でご相談ください。

令和6年8月19日 病院長